

朝倉ダム総合事業所におけるオープンカウンター試行実施説明書

朝倉ダム総合事業所（以下、「当事業所」という。）における工事、測量建設コンサルタント業務及び物品等の調達（以下、「対象業務」という。）について、下記のとおり実施する。

記

1 定義

この実施説明書においてオープンカウンターとは、見積合わせにおいて、当事業所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

2 見積参加者に必要な資格等

- (1) 独立行政法人水資源機構が作成する有資格業者名簿（以下、「有資格業者名簿」という。）に登録がある者。ただし、有資格業者名簿に登録されていない者の参加を認める場合がある。
- (2) 該当案件の掲示の日から見積書提出期限の日までの間、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年5月31日6経契第443号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) (1)～(2)の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。
- (4) (1)～(3)に掲げるものの他、案件の性質により、地域要件等の参加資格要件を定める場合がある。
- (5) 記10に定める見積の参加制限を受けていない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、当機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 本実施説明書により当該方式による見積合わせである旨を承諾した者であること。
- (8) その他、案件ごとに必要に応じて定める資格を有していること。

3 見積の依頼

- (1) 見積の依頼に当たっては、見積依頼書（様式第1号）を使用するものとする。
- (2) 見積依頼書、仕様書、数量表その他見積に必要な資料（以下、「仕様書等」という。）の交付は、当事業所ホームページからのダウンロードにより行うものとする。
- (3) 見積依頼書等をダウンロードした者は、見積依頼書等の交付受領書を提出するものとする。

4 見積依頼書等に対する質問

- (1) 見積依頼書等に関する質問については、書面(様式は任意)により受け付けるものとし、見積依頼書に記載する期限までに提出するものとする。
- (2) 質問書は発注担当課に提出するものとし、提出方法は電子メール、ファクシミリ装置、持参又は郵送による。
- (3) 質問書に対する回答の閲覧期間は、原則として、質問書の受付期間の翌日から開始し、見積合わせの前日に終了するものとする。
- (4) 質問書に対する回答の閲覧方法は、当事業所ホームページからのダウンロードによるものとする。

5 見積書の様式、徴取等

- (1) 見積書の様式は、業者の任意のものとする。
- (2) 見積書の徴取は、電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送により行うものとする。
- (3) 見積書を受理した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積書の取り消しはできない。また、見積誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできない。

6 見積徴取参加について

- (1) 仕様書の交付を受けた後に見積を辞退する場合であっても、見積辞退届の提出は必要ない。
- (2) 見積徴取は見積依頼書において指定した日時に機構職員立会のもと行うため、見積参加者の立会は求めない。

7 無効の見積

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないものが提出した見積書
- (2) 提出期限以降に到着した見積書
- (3) 指定した方法以外の方法により提出された見積書
- (4) 指定した場所以外の場所に到着した見積書
- (5) 記名押印を欠く見積書(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積書)
- (6) 金額を表示していない又は金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (8) 同一業者が重複して提出した全ての見積書
- (9) 明らかに連合によると認められる見積書
- (10) その他オープンカウンターの参加条件に違反して提出された見積書

8 見積の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積もりしたものと契約締結することとする。
- (2) 同価見積があった場合は、くじにより契約締結の相手方を決定するものとする。
- (3) 見積回数は2回を限度とする。第1回の見積合わせにおいて契約の相手方が決定しなかった場合、再度見積に移行する。再度見積の日時等については、見積依頼書に明示し、2回目に移行した旨を第1回の見積書提出業者あて電話で連絡するものとする。

9 決定の通知

契約の相手方として決定した者に対してのみ通知することとし、次の方法により行うものとする。

- ① 決定の通知に当たっては、決定通知書を使用するものとする。
- ② 決定通知書の交付は、電子メール又はファクシミリ装置による通信により行うものとする。

10 見積の参加制限

当事業所が発注した業務の請負契約において、過去2年以内に次の①～⑦までのいずれかに該当する者は見積に参加できない。

- ① 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 契約締結予定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした者
- ⑦ その他、機構において不相当と認められた者

11 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 見積書作成に要する費用は、見積参加者の負担とする。
- (3) 当事業所の都合により、見積の延期又は中止をすることがある。

附則

令和5年4月20日から実施する。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
朝倉ダム総合事業所長 ○○ ○○ 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 年 月 日に交付された（件名）の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

F A X 番号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。